

法務省民商第3619号
平成24年12月28日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

不動産の管轄登記所等の指定に関する省令及び夫婦財産契約登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う夫婦財産契約登記事務の取扱いについて（通知）

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第53号。以下「整備法」という。）及び不動産の管轄登記所等の指定に関する省令及び夫婦財産契約登記規則の一部を改正する省令（平成24年法務省令第46号。以下「改正省令」という。）が、平成25年1月1日から施行されますので、これに伴う夫婦財産契約登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「新法」とあるのは整備法による改正後の外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治31年法律第14号）を、「旧法」とあるのは整備法による改正前の非訟事件手続法（明治31年法律第14号）をいいます。

記

1 法律の題名の改正

「非訟事件手続法」の題名が「外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律」と改められた（整備法第1条）。

2 夫婦財産契約の登記を取り扱う登記所

夫婦財産契約の登記の事務をつかさどる登記所について、旧法では、夫婦となるべき者が夫の氏を称するときは夫となるべき者の、妻の氏を称すると

きは妻となるべき者の住所地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下「法務局等」という。）が管轄登記所となるとされているのみであった（旧法第118条）が、新法及び改正省令による改正後の不動産の管轄登記所等の指定に関する省令（昭和50年法務省令第68号。以下「管轄指定省令」という。）では、従来と同様の(1)に掲げる規律に加え、(2)から(4)までに掲げる規律が加わり、(1)から(4)までに掲げるとおりとされた。

- (1) 夫婦となるべき者が夫の氏を称するときは夫となるべき者、妻の氏を称するときは妻となるべき者の住所地を管轄する法務局等が、登記所としてつかさどる（新法第5条第1項）。
- (2) (1)の夫となるべき者又は妻となるべき者の住所が日本国内にないとき又は当該住所が知れないときは当該夫となるべき者又は妻となるべき者の居所地を管轄する法務局等が登記所としてつかさどり、日本国内にその居所がないとき又はその居所が知れないときは当該夫となるべき者又は妻となるべき者の最後の住所地を管轄する法務局等が登記所としてつかさどる（新法第5条第2項）。
- (3) (1)及び(2)により夫婦財産契約の登記の事務をつかさどる登記所が定まらないときは、法務大臣が指定する法務局等が登記所としてつかさどる（新法第5条第3項）。
- (4) (1)及び(2)により夫婦財産契約の登記の事務をつかさどる登記所が2以上あるときは、改正省令による改正後の管轄指定省令第4条の規定により、当該数個の登記所が同一の法務局又は地方法務局管内の登記所である場合には当該法務局又は地方法務局の長が、当該場合を除き、当該数個の登記所が同一の法務局の管轄区域内の登記所である場合には当該法務局の長が、その他の場合（当該数個の登記所が異なる法務局の管轄区域内の登記所である場合等）には法務大臣が、それぞれ夫婦財産契約の登記の事務をつかさどる登記所を指定する（新法第5条第4項、管轄指定省令第4条において読み替えて準用する管轄指定省令第1条）。